

れた東洋社会最古の地理書です。その中で楽土の条件を備えたモデルに長井市が似ているという考察でした。全国3,000を超える市町村がある中で、長井について詳細な分析を行い、さらにその結果を学会の場で発表していただき、長井のまちづくりの方向性について確信を持った出来事だったと、齋藤伊太郎元市長は当時語られました。今後とも「扱里志」の里にふさわしいまちづくりを目指して、市民、企業、行政の総力を挙げた市政運営に邁進します。

今年度も揮毫のご要請をいただき、拙筆ながら乾坤一擲という熟語をしたため、お送りさせていただきました。中国、唐中期を代表する文人、士大夫である韓愈の詩に由来し、自分の運命をかけるような大仕事、大勝負を指すという意味です。

ことし韓国で開かれました平昌五輪に本市出身の鈴木沙織選手がフリースタイルスキーハーフパイプに出場を果たすことができました。本市出身者の五輪出場は初めての快挙です。もともとはアルペンスキーの選手で競技生活に一旦ピリオドを打ってから、五輪の夢を捨て切れずにフリースタイルに転向し、大きなけがも乗り越えて競技に復帰したと伺っております。努力を重ね、夢舞台を手にした鈴木選手の姿は、多くの市民に感動を与え、子供たちに夢を諦めない大切さを教えてくださいました。

私は平成30年度、そして続く数年は地方自治にとって大変な試練の年が続くものと考えております。鈴木選手のように失敗を恐れない勇気を持って、不退転の決意で平成30年度市政運営に当たってまいりたいと考えを新たにしましたところでは。

長井創生のさらなる加速、明るい長井市の未来のため、市議会議員の皆様、そして市民の皆様のご理解とご支援をこれまでも増して賜りますようお願い申し上げます、平成30年度の施政方針とさせていただきます。

なお、慎重に吟味した平成30年度の事務事業について、本施政方針では十分に伝え切れないところは、お届けしております予算書等をお目通しいただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご清聴まことにありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 施政方針に関する説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時24分 休憩

午前11時35分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

#### 日程第4 報告第2号 寄附採納の報告について

○**渋谷佐輔議長** 日程第4、報告第2号 寄附採納の報告についての1件を議題といたします。

報告を受けることといたします。

内容重治市長。

(内容重治市長登壇)

○**内容重治市長** 報告第2号 寄附採納の報告についてご報告申し上げます。

平成29年度中に寄附を受けた物件、金員等の内容につきましては、お手元の報告のとおりでございます。

このうち一般寄附につきましては63件、心のまちづくり基金につきましては4件、15万3,550円、地域福祉基金につきましては3件、20万770円、文教の杜運営基金につきましては

1件、100万円、ふるさと応援基金につきましては3万1,204件、4億6,978万8,601円のご寄附がございました。

ご寄附いただきました皆様に対して厚くお礼を申し上げます。なお、いただきました物件、金員等につきましては、寄附の目的に沿って活用させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、これで報告を終わります。

**日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度長井市一般会計補正予算第9号)**

**日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度長井市一般会計補正予算第10号)**

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第5、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度長井市一般会計補正予算第9号)及び日程第6、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度長井市一般会計補正予算第10号)の2件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 報告第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度長井市一般会計補正予算第9号について専決処分させていただいたもの

でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3,716万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ148億5,669万9,000円といたすものでございます。

補正の内容といたしましては、緊急に対応する必要が生じた高齢者生活支援除雪サービス事業に100万円、道路除雪事業に3,554万6,000円、その他、体育施設管理運営事業に61万7,000円を計上いたすもので、これらの財源といたしまして、平成28年度置賜広域病院組合負担金精算金3,716万3,000円を充てるものでございます。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度長井市一般会計補正予算第10号について専決処分させていただいたものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に7,783万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ149億3,453万2,000円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、緊急に対応する必要が生じた道路除雪事業に7,783万3,000円を計上いたすもので、これらの財源といたしまして、財政調整基金繰入金3,000万円、前年度繰越金3,454万9,000円、平成28年度置賜広域病院組合精算金1,328万4,000円を充てるものでございます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。

これから順次質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第5、報告第3号の1件についての質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第3号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第3号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、報告第3号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第6、報告第4号の1件についての質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、報告第4号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第4号は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、報告第4号は、承認することに決定いたしました。

## 日程第7 議案第13号 指定管理者の指定について外42件

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第7、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第49、議案第12号 平成30年度長井市水道事業会計予算までの43件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○**内谷重治市長** 議案第13号から議案第23号まではいずれも指定管理者の指定についての議案でございますので、一括してご説明申し上げます。

議案第13号では、長井市致芳コミュニティセンター管理について、長井市致芳コミュニティセンター運営協議会を、議案第14号では、長井市西根コミュニティセンターの管理について、長井市西根コミュニティセンター運営協議会を、議案第15号では、長井市平野コミュニティセンターの管理について、長井市平野コミュニティセンター運営協議会を、議案第16号では、長井市中央地区公民館、長井市勤労青少年ホーム、長井市民体育館及び長井市テニスコートの管理について、長井市中央地区公民館運営協議会を、議案第17号では、長井市伊佐沢地区公民館の管理について、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会を、議案第18号では、長井市豊田地区公民館の管理について、長井市豊田地区公民館運営協議会を、議案第19号では、長井市立図書館の管理について、株式会社デーシーエスを、議案第20号では、長井市民文化会館の管理について、有限会社山形総合舞台サービスを、議案第21号では、長井市豊田児童センターの管理について、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を、議案第22号では、長井市多目的研修センター向山荘の管理について、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会を、議案第23号では、長井市伊佐沢コミュニティ施設の管理について、長井市伊佐沢地区公民館運営協議会をそれぞれ指定管理者に指定するため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第24号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市観光交流センター建設に伴う2路線、市道新設に伴う1路線について、市道路線の認定を行うため、ご提案申し上げます。

議案第25号 市道路線の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、長井市観光交流センター建設に伴う1路線を廃止するため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第26号 長井市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求めることを、地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件とするため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第27号 長井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第28号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第29号長井市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市行財政改革推進委員会の事務局を変更するため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第30号 長井市国民健康保

険給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第31号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正による所要の改正及び被保険者の負担軽減を図るため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第32号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第33号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第34号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、厚生労働省令の一部改正に伴い、関係する条例の所要の改正を行うため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第35号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市緑が丘斎場の改修工事により、控室を和室から洋室に改修したため、ご提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第36号 長井市都市公園条

例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、都市公園法施行令の改正に伴う運動施設率の基準化の追加と、関係規則の整合及び長井市あやめ公園テニスコートの大規模改修に伴う使用料等を改正するため、ご提案申し上げます。

議案第37号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、建築基準法の改正に伴い、引用する関係規定の整合を図るため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第38号 平成29年度長井市一般会計補正予算第11号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1億9,880万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,333万5,000円といたすものでございます。

このたびの補正の主なものといたしましては、国民健康保険事業2,612万3,000円、担い手確保・経営強化支援事業2,705万円、社会資本整備総合交付金事業1億3,633万4,000円などを追加するもので、これらの財源といたしまして、国、県の国民健康保険・保険基盤安定負担金2,080万9,000円、県の担い手確保・経営強化支援事業費補助金2,705万円、国の社会資本整備総合交付金4,762万5,000円、その他の歳入といたしまして、平成28年度置賜広域病院組合負担金精算金を5,634万9,000円などを追加いたすものでございます。

第2条の繰越明許費から第4条の地方債の補正につきましては、第2表から第4表のとおり定めるものでございます。

次に、議案第39号 平成29年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から52万5,000円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,691万6,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますけれども、決算見込みによる歳入歳出の補正とそれに伴う歳出の財源内訳を変更いたすものでございます。

議案第40号 平成29年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から1億2,548万円を減額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,198万3,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、消費税確定申告により公課費を増額いたしますとともに、下水道事業における委託料と長期債利子の利率確定により減額をいたすものでございます。また、これらの補正の充当財源といたしまして、国庫補助金、一般会計繰入金及び下水道事業債を減額いたすものでございます。

第2条の繰越明許費、第3条の地方債の補正につきましては、第2表及び第3表のとおり定めるものでございます。

議案第41号 平成29年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に19万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,551万1,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、長井市訪問看護ステーション運営業務負担金を精算いたすため、置賜広域病院企業団への所要見込み額を計上いたすもので、その充当財源として一般会計繰入金を増額いたすものでございます。

議案第42号 平成29年度長井市介護保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。

す。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に8,198万2,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,908万6,000円といたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、保険給付費の介護サービス間での組み替え及び増額、地域支援事業費の減額、介護給付費準備基金積立金を増額いたすものでございます。これらの財源といたしまして、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額、基金繰入金を減額いたすものでございます。

続きまして、議案第43号 平成29年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額から3,013万円を減額いたしまして、予算の総額を1億2,002万8,000円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、特定地域生活排水処理事業において浄化槽設置事業量の確定に伴い、国庫補助金のほか工事分担金、使用料、県補助金及び起債を減額いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽管理費に係る委託料、浄化槽事業に係る工事請負費を減額いたすものでございます。

続きまして、議案第44号 平成29年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に991万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,694万8,000円といたすものでございます。

このたびの補正の内容でございますが、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の収入増額見込みによる増額及び保険料軽減額の確定

に伴う繰入金を減額いたすものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合給付金を増額いたすものでございます。

議案第2号 平成30年度長井市一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方につきましては、施政方針の中で申し上げておりますので、予算の概要についてのみ申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出145億7,200万円とそれぞれ定めるものでございます。

歳入の概要でございますが、市税につきましては、景気の上昇見込みに伴う市民税の法人分や個人分の増や、家屋の評価がえ等に伴う固定資産税の減、たばこ税の減収見込みなどを勘案し、前年度対比2,455万4,000円、0.8%減の31億8,620万円を計上し、地方交付税につきましては、全体で9,000万円の減を見込み、2.2%減の40億6,000万円を計上いたすものです。国庫支出金につきましては、1億1,021万9,000円、7.7%増の15億3,281万5,000円、県支出金につきましては、2,715万2,000円、2.9%減の9億1,065万1,000円を計上いたすものです。基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金4億8,500万円、ふるさと応援基金繰入金4億8,087万1,000円などで、144万9,000円、0.1%増の12億5,220万1,000円を計上し、市債につきましては、土木債3億4,300万円、消防債3億9,640万円、教育債6億1,000万円、臨時財政対策債4億2,200万円などで、8億8,720万円、84.7%増の19億3,490万円を計上いたすものです。

次に、歳出の概要でございますが、性質別の人件費につきましては、2,111万1,000円、0.9%増の23億3,077万2,000円を、扶助費につきましては、1,075万7,000円、0.4%減の24億1,405万円を計上いたすものです。繰出金を除く一般行政経費につきましては、物件費で4,701万2,000円、2.3%の減や、補助費及び借

入金の減などから、4,532万3,000円、0.9%減の48億4,879万4,000円を計上いたすものでございます。繰入金につきましては、8,983万2,000円、5.0%減の17億574万9,000円を計上し、投資的経費につきましては、普通建設事業費で大型事業に着手することなどから、9億1,794万9,000円、74.3%増の21億5,292万6,000円を計上いたすものです。

第2条から第5条までにつきましては、それぞれの条文のとおり定めるものでございます。

議案第3号 平成30年度長井市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,822万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税として5億2,487万5,000円、県支出金として17億275万8,000円、一般会計繰入金として1億4,265万8,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費として16億9,034万5,000円、国保事業費納付金として6億2,195万2,000円、保健事業費として3,836万8,000円を計上いたすものでございます。

第2条及び第3条につきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第4号 平成30年度長井市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,593万4,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、受益者負担金385万5,000円、下水道使用料3億320万円、国庫補助金2億1,589万6,000円のほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、汚水管渠

の維持管理費や公共下水道管理センターの施設更新業務委託などに6億4,187万2,000円、公債費に6億7,406万2,000円を計上いたすものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第5号 平成30年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ1億5,851万1,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金6,157万2,000円、財産収入5万円、繰入金9,688万9,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出につきましては、山形鉄道助成費7,446万1,000円、基金積立金8,405万円を計上いたすものでございます。

議案第6号 平成30年度長井市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,277万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、農業集落排水施設使用料5,040万1,000円、一般会計繰入金9,925万6,000円などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、農業集落排水施設管理委託料など、農業集落排水事業費として4,758万8,000円、公債費に1億518万3,000円を計上いたすものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

議案第7号 平成30年度長井市訪問看護事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,482万1,000円と定

めるものでございます。

歳入の主なものといたしまして、療養費交付金1,651万9,000円、利用料183万9,000円、繰入金1,636万2,000円などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、訪問看護ステーション運営業務負担金などの事業費として3,482万1,000円を計上いたすものでございます。

議案第8号 平成30年度長井市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,656万4,000円といたすものでございます。

歳入の主なものといたしましては、介護保険料6億4,916万5,000円、国庫支出金8億119万8,000円、支払基金交付金8億3,651万6,000円、県支出金4億6,215万6,000円のほか、一般会計及び基金からの繰入金などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費3,086万4,000円、保険給付費29億6,769万3,000円、地域支援事業費2億734万1,000円などを計上いたすものでございます。

第2条及び第3条につきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第9号 平成30年度長井市浄化槽事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,115万7,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金1,178万円、使用料及び手数料4,445万8,000円、国庫支出金3,159万円ほか、一般会計繰入金及び市債などを見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、浄化槽設

置のための工事請負費8,788万2,000円、浄化槽維持管理のための保守点検清掃委託料3,659万1,000円、浄化槽転換事業費補助金344万円を計上いたすものでございます。

第2条から第4条までにつきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

次に、議案第10号 平成30年度長井市後期高齢医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,538万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢医療保険料2億2,101万円、一般会計繰入金1億1,350万8,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢医療広域連合納付金3億2,940万2,000円を計上いたすものでございます。

第2条につきましては、条文のとおり定めるものでございます。

次に、議案第11号 平成30年度長井市宅地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,459万8,000円と定めるものでございます。

歳入といたしましては、宅地売払収入4,379万1,000円、財産運用収入1,000円、宅地開発基金繰入金80万6,000円を見込み、計上いたすものでございます。

歳出といたしましては、宅地開発総務管理費4,449万4,000円、公債費10万4,000円を計上いたすものでございます。

最後に、議案第12号 平成30年度長井市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業収益としまして7億415万



2,000円、水道事業費用としまして2.8%減の6億2,570万6,000円と定めるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入として企業債1億5,000万円、分担金及び負担金300万円、資本的支出として建設改良費2億5,675万8,000円、企業債償還金2億6,531万2,000円と定めるものでございます。

差し引き不足する財源につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものでございます。

第5条から第9条につきましては、それぞれ条文のとおり定めるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** 提案者の説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時00分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、堀越俊一郎監査委員から、早退させてほしい旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、これから質疑を行います。

まず、日程第7、議案第13号から日程第31、議案第37号までの質疑を行います。

なお、これからの一般議案25件につきましては、所管する常任委員会に付託の上、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第7、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第8、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第9、議案第15号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第10、議案第16号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第11、議案第17号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第12、議案第18号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第13、議案第19号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第14、議案第20号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第15、議案第21号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第16、議案第22号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第17、議案第23号 指定管理者の指定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第18、議案第24号 市道路線の認定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第19、議案第25号 市道路線の廃止についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第20、議案第26号 長井市定住自立圏形成協定の議会の議決に関する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第21、議案第27号 長井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第22、議案第28号 長井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第23、議案第29号 長井市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第24、議案第30号 長井市国民健康保険給付基金の設置管理処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第25、議案第31号 長井市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので質疑を終結いたします。

次に、日程第26、議案第32号 長井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第27、議案第33号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第28、議案第34号 長井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第29、議案第35号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第30、議案第36号 長井市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第31、議案第37号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第32、議案第38号から日程第49、議案第12号までの質疑を行います。

なお、これからの予算議案18件につきましては、予算特別委員会を設置し、ご審査いただく予定でありますので、その点お含みの上、ご質疑をお願いいたします。

まず、日程第32、議案第38号 平成29年度長井市一般会計補正予算第11号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第33、議案第39号 平成29年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号から日程第38、議案第44号 平成29年度長井市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までの6件について一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第39、議案第2号 平成30年度長井市一般会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第40、議案第3号 平成30年度長井市国民健康保険特別会計予算から日程第48、議案第11号 平成30年度長井市宅地開発事業特別会計予算までの9件について一括して質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第49、議案第12号 平成30年度長井市水道事業会計予算の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、全議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。日程第7、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第31、議案第37号 長井市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定までの一般議案25件は、別紙付託表のとおり、所管する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。日程第32、議案第38号 平成29年度長井市一般会計補正予算第11号から日程第49、議案第12号 平成30年度長井市水道事業会計予算までの予算議案18件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案18件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することといたします。

## 散 会

○**渋谷佐輔議長** 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時12分 散会